

平成 29 年度

国内外における地理的表示（G I）の保護に関する活動レポート

1. G I 登録状況

地理的表示（G I）保護制度は、地域で長年育まれた特別な生産方法と結びついた高い品質・評価といった特性を有している農林水産物、食品等をその名称や品質、生産の方法等とともに国に登録し、知的財産として保護する制度である。

平成 27 年度の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号。以下「G I 法」という。）に基づく G I 保護制度の運用開始から平成 30 年 3 月 20 日時点で 59 産品が登録されるに至っている。また、登録申請の受付件数は、平成 30 年 3 月 20 日時点で 160 産品を超えており、今後も更なる登録が見込まれている。

2. 日 E U ・ E P A における G I の相互保護

海外での G I の保護については、日本の G I 保護制度と同等の制度を持つ外国との間で国際協定を結ぶことで、相互に相手国の G I が保護されることになる。

E U との間では、平成 29 年 7 月の日 E U ・ E P A 大枠合意を受け、我が国 G I 法に基づき E U の G I 候補産品について 7 月から 3 ヶ月間の公示を実施し、公示期間中に提出された異議申し立てを踏まえ、E U 側と必要な調整を実施した。

その後 11 月に学識経験者委員会の意見を聴取し、当該意見も踏まえ、E U 側と最終的な調整を行い、同年 12 月、日本側 G I の 48 産品、E U 側 G I の 71 産品について、高いレベルでの保護を開始することで合意し、日 E U ・ E P A の発効の日から保護されることとなった。

3. ベトナムとの G I 分野での協力

平成 29 年 6 月、農林水産省とベトナム知的財産庁は、G I 分野での協力を促進させる重要性及び G I の相互保護の必要性について認識し、G I 相

互保護に向けた協力を開始することについて合意し、G Iに係る協力覚書の署名を行った。具体的な協力の内容は以下のとおり。

(1) 両国におけるG I 保護の促進

- ① G I 産品を相互に申請し、保護する試行的事業の実施
- ② G I 関係者の相互訪問等

(2) 相互のG I 制度に関する情報交換

(3) G I に関する普及・啓発への取組

(4) 事務方レベル会合の創設

4. G I 登録生産者団体の生産行程管理業務の確認等

(1) 国の監視・監督業務

国は、G I 保護制度により登録された産品について、登録された産品の基準等を遵守しているか否かを確認するため、G I 法第 34 条第 1 項の規定に基づき、G I 登録生産者団体や関係者に報告を求め、立入検査を行うことができる。

その業務は、農林水産省食料産業局、地方農政局等（北海道農政事務所生産経営産業部、地方農政局経営・事業支援部）及び内閣府沖縄総合事務局（農林水産部）が担当している。これらの監視・監督の内容を大別すると、G I 登録生産者団体に対する品質管理業務と不正表示監視業務がある。

品質管理業務については、国がG I 法施行規則第 15 条第 6 号の規定に基づき、毎年 1 回以上の実績報告を行うよう G I 登録生産者団体に義務付けるとともに、G I 登録生産者団体における構成員の生産業者に対する生産行程管理業務の実施状況及び生産業者における定められたルールに基づく G I 産品の生産・販売状況が適正であるか確認を行っている。

また、不正表示監視業務については、地理的表示等の不正表示通報窓口(http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/contact.html)を設置し、広く国民の皆様から G I 保護制度に係る生産行程管理業務の不適切な遂行状況や、地理的表示又は G I マークの不適切な使用状況を含む様々な情報の受け付けを行い、そこに寄せられた情報をもとに国が

立入検査を行っている。

これらの業務を実施するため、地方農政局等の体制充実を行ったほか、食品表示等監視部局との連携を図るため、前年度と同様に平成 29 年度にも、主任広域監視官（旧食品表示 G メン）等に対する講習を実施した。

（２）G I 登録生産者団体の品質管理業務の実施状況

平成 29 年度における品質管理業務にかかる立入検査は、G I 登録された 65 団体（平成 29 年度末現在）のうち、46 団体に対して実施した。

立入検査の結果、G I 製品の生産基準、出荷基準及び地理的表示等の確認業務等に関するルールについて、自らが定めている生産行程管理業務規程に基づく管理の一部が不適正であった G I 登録生産者団体が散見された。主な検査結果の内容は以下のとおり。

- ① G I 登録生産者団体が、生産行程管理業務規程に従って生産地の確認、出荷基準の確認等を行っていない部分があったケース
- ② G I 登録生産者団体の構成員である生産業者が、地理的表示と類似する名称を使用していたケース
- ③ 包材切り替え過渡期のため、地理的表示を使用しているが G I マークの貼付ができていなかったケース

上記の事案が確認された G I 登録生産者団体に対しては、立入検査時に指導を実施しており、次年度の定期検査等で改善状況を確認することとしている。

（３）不正表示監視業務の実施状況

平成 29 年度における不正表示監視業務については、不正表示通報窓口 に 11 件の疑義情報が寄せられ、うち 7 件については、疑義事業者及び関係先である小売事業者、卸売事業者及び生産業者並びに G I 登録生産者団体の計 16 事業者に対し、事実確認のため立入検査を実施した。主な検査結果の内容は以下のとおり。

- ① 小売店については、仕入先から G I 製品である旨の伝達を受けていたが、プライスラベルに以前から使用している類似名称を表示したケ

ースや、仕入先からG I 産品とは異なる名称での伝達を受けていたものの、プライスラベルに以前から使用していた地理的表示を表示したケースであり、何れもG I 保護制度の認識不足によるものであった。

② 卸売事業者については、仕入時の包材及び表示のまま販売先へ納品していたため疑義は確認されなかった。

③ G I 登録生産者団体については、一部のG I 産品におけるG I マークの貼付漏れが確認された。

上記の不適正表示を確認した事業者のうち、小売事業者に対しては、店頭における速やかな表示の是正を指導、G I 登録生産者団体に対しては、改めて生産行程管理の徹底を指導した。

また、検査対象となった全ての事業者に対し、G I 保護制度の啓発を行った。

なお、その他の4件については、G I 登録生産者団体以外の先使用者による販売並びに外食及びインターネット販売の事業者におけるG I 法に抵触しない案件であったことから、G I 保護制度の普及・啓発を図るとともに内容に応じて担当部局に情報回付を行った。

(4) 総括

立入検査結果を概括すると、今年度から実施の徹底を要請しているG I 登録生産者団体によるその構成員への研修や生産行程管理業務規程の周知の成果もあり、G I 登録生産者団体及びその構成員のG I 保護制度への理解度は向上し、地理的表示及びG I マークの表示も順調に進んでいると考えられる。

しかしながら、G I 産品を取り扱う流通事業者等においては、依然としてG I 保護制度の認識不足が散見されることから、G I 登録生産者団体はもとより、今後も引き続き、流通業者等の事業者団体や案件ごとに立入検査を実施した個々の事業者に対し普及啓発を行い、G I 保護制度の適正な運用を推進していくこととしている。

また、立入検査の的確な実施に資するため、引き続き、G I 担当職員に対する業務研修及び食品表示等の省内他部局の監視担当職員向け研修

において G I 保護制度の説明を実施していくこととしている。

5. 海外の G I 監視・不正使用への対応

日本の G I や地名に関係する商標を第三者が海外において出願（冒認出願）を行っている事例や、海外で日本の G I 産品や日本ブランドの模倣品が販売される事例が確認されている。このため、これら G I 産品等の名称を保護することを目的として、海外知的財産保護・監視委託事業により、都道府県、JETRO 及び G I 登録生産者団体等で構成される農林水産知的財産保護コンソーシアムを運営するとともに、海外における日本の G I 等に関係する商標出願の監視、商標登録状況及び現地市場調査等を実施した。また、監視・調査の結果、侵害等が疑われる事案については、関係団体に情報提供し、要望に応じて対応策等の相談対応を行った。

平成 29 年度の海外知的財産保護・監視委託事業は、株式会社マークアイに委託し、同社の全世界を対象とした商標監視サービスや各国の現地代理人（弁護士事務所等）とのネットワークを活用して事業を実施した。

（１）農林水産知的財産保護コンソーシアムについて

農林水産知的財産保護コンソーシアム（平成 21 年 6 月設立）は、我が国農林水産物・食品の知的財産面での保護強化のため、中国や台湾等における、第三者による日本の地名や品種名等の商標出願・登録を一元的に監視するほか、調査情報の収集・提供を行うことを目的として活動を行っている。

平成 30 年 3 月時点での会員数は、地方自治体（道府県等）45、法人（G I 登録生産者団体、J A、弁理士会等）68、個人（専門家、有識者等）9 の計 122 団体・個人となっている。

（２）海外現地市場調査

日本産を装った農林水産物・食品や、日本ブランドの模倣品等の流通実態を把握することを目的として、タイ（バンコク）、中国（上海、北京）、インドネシア（ジャカルタ）、ベトナム（ハノイ）の 4 か国・5

都市で現地調査を行った。

調査の結果、現地消費者に対して、日本産であるかのような誤解を招くおそれのあるパッケージ表示や模倣が疑われる商品の主な事例は、次のとおり。

ア ベトナム



○Okinawa DRY SEA GRAPES

(海ブドウ)

産地：ベトナム

価格：98.000 VND (約 0.49 円)



○ONHO XANH SHINE MUSCAT

産地：韓国

価格：949.000 VND (約 4.75 円)



○ONIIGATA SEEDS KOSHI HIKARI

産地：ベトナム

価格：173.000 VND/5kg (約 0.87 円/5kg)



○栃木コシヒカリ穂の香

産地：ベトナム産

価格：36.500 VND/kg（約 0.18 円/kg）

イ タイ



○Japanese Musk Melon BY SAITAMA

産地：タイ

価格：259THB/kg（約 881 円/kg）



○パールライスゴールド

産地：タイ

価格：80～375 THB（約 272～1,275 円）



○Tajima Wagyu

産地：オーストラリア

価格：不明



○スタンドのアイスクリーム

左：Furano 5 Berries/ふらの五ベリー

右：Sapporo Choco/サッポロチョコ

産地：タイ

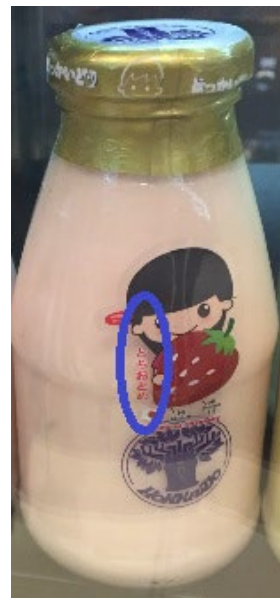
価格：60 THB/カップ

(約 204 円/カップ)

○とちおとめ（ミルク飲料）

産地：タイ

価格：39～65 THB（約 132.6～221 円）



ウ 中国

○シャインマスカット（中国産）



陽光玫瑰
繁体字



しごく香印青レーズン
日本語



阳光玫瑰
簡体字



阳光 玫瑰葡萄
簡体字



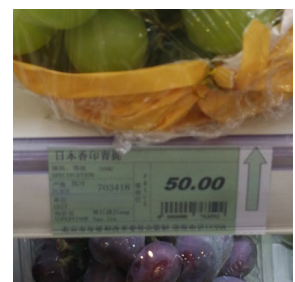
陽光レーズン
繁体字



陽光バラ
(約 490 円)



香印翡翠
shine Muscat
(約 1,357 円/kg)



日本香印青葡萄

○「晴王」（中国産）

※「晴王」は JA 岡山販売するシャインマスカットのブランド名



静岡晴王(箱と中の商品)
(約 1,171 円/500g)



晴王の葡萄



山雅晴王



晴王(箱には記載がないが中のブドウに
「晴王」のシール



○沖縄の風味 純黒糖



産地：台湾

価格：90 元（約 1,530 円）

○静岡マスクメロン



産地：中国

価格：48 元（約 816 円）

○但馬屋 牛肉

産地：オーストラリア

価格：88 元/100g（1,496 円/100g）



○尾張の八丁風豆味噌

産地：中国

価格：不明

エ インドネシア



○日光 塩

産地：インドネシア

価格不明



○KOBE スナック

産地：インドネシア

価格：4,200IDR(約 35 円)

(3) 商標監視トライアル調査

商標監視調査の有益性や重要性を会員に理解してもらうため、地方自治体が希望する地名を対象に、①当該地名と同一又は類似の商標登録出願が行われていないかを監視するウォッチング調査と、②出願公告中の商標及び過去に出願・登録等された商標に、当該地名と同一又は類似のものがいないかを調査するスクリーニング調査を行った。

(4) セミナー・相談会の開催

知的財産権の保護・活用法や侵害対策などについて、会員の理解を深めるため、全国5か所で地方セミナー・相談会を開催した。また、ベトナムと中国における現地調査を担当した事務所に所属する弁護士を招

き、両国における G I 制度をはじめとする知的財産の有効な活用法や侵害対策に関するセミナー・相談会を東京で開催した。

(5) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、海外現地調査や商標監視トライアル調査等の各種調査結果を受けた相談、農林水産知的財産全般に関する問い合わせ、海外での権利保護・強化に関する相談を随時実施したほか、後述の G I に関する監視調査で発見された事案も含めて各国の現地専門家等による対応策の見解入手等を行った。

(6) G I に関する監視調査

G I マークや G I に関する不正使用、冒認商標出願・登録等の監視調査を行った。調査対象は、G I 登録名称を中心に、調査時において登録申請の公示が行われている名称まで対象を広げた上で、県名や自治体名といった周知性の高さなどを勘案して決定した。

ア G I マークの不正使用調査

真正な G I 産品であることを証する G I マークが海外で不正に使用されていないかを確認するため、世界約 180 か国のウェブサイト、ショッピングサイト等を対象に G I マークの画像を検索（イメージスクリーニング）し、確認を行った。調査は平成 29 年 6 月から平成 30 年 2 月までの間に 3 回に分けて行った。

1 回目の調査では、87 件（韓国 1 件、日本 86 件）の G I マークの使用が確認されたものの、G I マークの紹介や生産者団体等が自らの G I 登録を伝えるもので、G I マークの不正使用と思われるものは確認されなかった。

2 回目の調査では、新たに 31 件の G I マークの使用が確認されたうち、中国のショッピングサイトにおいて、G I マーク付きの包装箱に入った夕張メロンの出展が 2 件発見された。この包装箱は真正品である可能性が高いが、メロン自体は G I 登録された基準を満たす「夕張

メロン」ではない可能性もある。



日本进口水果北海道特产タ张哈密瓜 T 字
瓜网纹瓜蜜瓜整箱出售 5-6 个

サイト：taobao.com

産地：不明

3 回目の調査では、新たに 179 件の G I マークの使用が確認されたが、不正使用を疑う新たなサイトは発見されなかった。主なサイトの内容は、タイと日本両国の G I マークを紹介するタイの情報サイト、神戸ビーフを紹介するドバイのサイト、日本の G I 保護制度を紹介する台湾のサイト、日・EU の GI 相互保護に関して述べた EU のサイト等、前 2 回の調査に比べ、日本の G I 保護制度について、海外で紹介される頻度が高くなったように思われる。

また、G I 製品の生産者が、中国のショッピングサイト 1 件で出店しており、G I マークを付した真正な G I 製品が海外のショッピングサイトで初めて確認された。

イ G I に関する不正使用調査

G I 登録又は公示された 46 地名（48 産品）について、日本を除く世界の主要な 82 のネットショッピングサイトを検索し、不正使用された商品を確認する調査を行った。

調査の結果、17 の地名について、17 のネットショッピングサイトで日本由来ではないと思われる商品に地名の使用が確認された。

検出された地名及び検出数は次のとおり。

地名	検出数	地名	検出数	地名	検出数
江戸	337	青森	13	十勝	5
大分	67	八女	13	下関	4
神戸	63	鹿児島	11	蜂屋	4
松阪	51	西尾	10	八丁	3
紀州	34	夕張	9	市田	1
但馬	29	万願寺	8		

また、不正使用が疑われる主な事例は次のとおり。

①地理的表示に関するもの

○市田柿



【山福】市田柿干柿餅出口级别 1.362KG 装厂
家直销山东青州特产
サイト：1688.com
生産国：中国



○西尾の抹茶

Premium Organic Nishio Matcha In Best Price With BRC
USDA DAKKS Certificates
サイト：alibaba.com
生産国：中国



果遇茶西尾抹茶粉食用粉烘焙做蛋糕餅乾日式宇治奶茶
茶布丁原料 800g（抹茶ラテ）

サイト：taobao.com

生産国：中国

○神戸ビーフ



麦鲜鲜原切非腌制谷饲雪花神戸和牛奶香味 M8 三
角肉牛排 150 克

サイト：tmall.com

生産国：中国

○特選松阪牛



A5 雪花和牛三角腹]進口鬆阪和牛肉

澳洲黑牛菲力牛排批價飯店 1000g

サイト：aliexpress.com

生産国：中国

②その他地名に関するもの

○紀州



马来西亚富达凉果纪州青梅 350g*15 罐进口休闲食品低价批发

サイト：1688.com

生産国：アメリカ合衆国

○タ張



Melão Yubari Raros Manual De Cultivo 500

Sementes (タ張メロンの種と栽培マニュアル)

サイト: mercadolivre.com.br (ブラジル)

生産国: 不明

○大分



特早熟蜜桔苗-大分早生(大分4号)果苗

サイト: 1688.com

生産国: 中国

ウ GIに関する商標ウォッチング調査

GI登録又は公示された51地名(52産品)(漢字、ローマ字、ピンインを基本とし、その地名の登録がひらがな表記の場合はひらがなも対象とした)について、約180か国を対象に、商標登録出願がされていないかウォッチング(監視)調査を行った。

検出数は次のとおり。

地理的表示	検出数	地理的表示	検出数	地理的表示	検出数
加賀丸いも	764	水戸の柔甘ねぎ(美東ごぼうのアルファベット表記「MITO」を含む)	212	奥飛騨山之村寒干し大根	88
江戸崎かぼちゃ	578	近江牛	246	宮崎牛	84
伊予生糸	622	能登志賀ころ柿	148	堂上蜂屋柿	106
木頭ゆず	385	香川小原紅早生みかん	215	鹿児島島の壺造り黒酢	57
三輪素麺	353	前沢牛	117	鹿児島黒牛	
西尾の抹茶	398	若狭小浜小鯛ささ漬	166	入善ジャンボ西瓜	68

八女伝統本玉露	295	すんき	125	くにさき七島蘭表	48
神戸ビーフ	264	夕張メロン	105	くろさき茶豆	51
但馬牛	246	特産松阪牛	98	田子の浦しらす	47
米沢牛	198	万願寺甘とう	91	飯沼栗	33
みやぎサーモン	207	東根さくらんぼ	82	桜島小みかん	48
十勝川西長いも	209	下関ふく	82	連島ごぼう	36
紀州金山寺味噌	203	大館とんぶり	98	琉球もろみ酢	20
市田柿	242	十三湖産大和しじみ	95	美東ごぼう(アルファベット表記「MITO」を除く)	31
八丁味噌	178	鳥取砂丘らっきょう	66	上庄さといも	17
あおもりカシス	190	岩手野田村荒海ホタテ	91	江刺りんご	18
大分かぼす	181	くまもと県産い草	57		
三島馬鈴薯	175	くまもと県産い草畳表			

※事業期間中、順次、監視を開始し、平成30年2月28日まで調査実施

エ GIに関する商標スクリーニング調査

商標監視と併せ、農林水産物主要輸出先の20の国・地域を対象に既に出願・登録・失効した商標も含めた状況把握のため、登録・公示されている42産品(41地名)を選定し、その地名(漢字、ローマ字、ピンインを基本とし、地名の登録がひらがな表記の場合はひらがなも対象とした)について、スクリーニング調査を行った。

飯沼栗、ひばり野オクラ、辺塚だいたい及び小川原湖産大和しじみについては検出されなかった。

検出数については次のとおり。

地理的表示	検出数	地理的表示	検出数	地理的表示	検出数
特産松阪牛	31	連島ごぼう	18	若狭小浜小鯛ささ漬	11
米沢牛	15	くにさき七島蘭表	9	琉球もろみ酢	21
西尾の抹茶	36	くろさき茶豆	1	ひばり野オクラ	0
前沢牛	2	大館とんぶり	7	近江牛	12

東根さくらんぼ	3	新里ねぎ	9	宮崎牛	36
みやぎサーモン	17	すんき	1	鹿児島黒牛 鹿児島の壺造り黒酢	31
紀州金山寺味噌	15	万願寺甘とう	2	入善ジャンボ西瓜	1
木頭ゆず	82	田子の浦しらす	28	香川小原紅早生みかん	44
大分かぼす	6	飯沼栗	0	辺塚だいだい	0
八丁味噌	13	美東ごぼう	73	堂上蜂屋柿	4
谷田部ねぎ	1	奥飛騨山之村寒干し大根	18	小川原湖産大和しじみ	0
山内かぶら	18	上庄さといも	23	水戸の柔甘ねぎ	55
三島馬鈴薯	101	岩手野田村荒海ホタテ	28	江刺りんご	1
十三湖産大和しじみ	3	桜島小みかん	10		

(7) 調査結果等への対応

ア コンソーシアム会員への情報提供と相談対応

模倣や不正使用が疑われる商品について、該当する地方自治体や団体に情報提供し、要望により、相談対応を行った。

① 主な相談内容

- ・ 第三者による商標出願の対応方法（商標監視トライアル調査で発見された商標、地理的表示等の商標監視調査で情報提供された商標、各地方自治体が独自で発見した商標などが対象）
- ・ 品種名に類似する商標の第三者による出願・登録に係る対応方法
- ・ ブランド名の第三者による商標出願への対応方法
- ・ 海外における商標保護方法
- ・ 特許未取得の場合の対応手段
- ・ 海外展開する前に対応すべき事項
- ・ 海外市場調査で発見した疑義案件への対応策
- ・ プレスリリースの記載方法

- ・インターネット上での監視方法
- ・商標監視対象国での第三者による商標出願・登録有無の検索方法
- ・各国商標検索データベースの活用方法（検索方法等）

②各種情報提供と相談対応による都道府県等の対応

コンソーシアム会員に情報提供しているところであり、現在対応中の案件が多いが、中国において第三者により出願された、「OKAYAMA」の商標については異議が認められ、また、「西尾抹茶」については、アメリカで第三者により出願されていたが、3月に登録の拒絶が確実となるなど、我が国の生産者団体等の主張が認められる事例も出てきている。

番号	出願国	出願商標	出願番号	出願区分	出願日 (登録日)	出願者	備考
1	中国		13976582	29類(野菜の缶詰、保存加工をした豆類、加工済みのナッツ、加工済みのピーナッツ、加工済みの瓜の種、加工済みのピスタチオ等)	2014年1月24日	宜兴市竹海罐頭食品加工厂	・H27「千葉」のトライアルウォッチングにより発見。千葉県へ情報提供。 ・千葉県において見解入手、現状調査(H28.3) ・千葉県が異議申立したが認められず、無効審判請求(H28.5)
2	中国	千葉	1795399	29類(豆腐、乾燥豆、豆腐の皮、豆、ベジタリアンスープ等)	2015年6月16日	Chen, Erchan	・H28「千葉」のトライアルウォッチングにより発見。千葉県へ情報提供。 ・千葉県において、見解入手、現状調査(H28.1) ・千葉県が異議申立(H28.12)
3	中国	OKAYAMA	18080527	9類(テレビ、スピーカー、DVDプレイヤー、カメラ等)	2015年10月16日	(香港企業) 香港路易約翰品牌有限公司	・H28「和歌山」のトライアルウォッチングにより偶然発見。岡山県へ情報提供 ・岡山県等が異議申立て(H28.11.21) ・異議が認められた(H30.1.8)
4	中国	kumamon	20444178	43類(飲食物提供役務、宿泊役務、保育役務提供等)	2016年6月27日	Shanghai to the Biological Technology Co., Ltd	・GI「くまもと県産い草」等のウォッチングにより偶然発見。熊本県へ情報提供 ・熊本県が異議申立て(H29.10.19)
5	インドネシア	OSAKA	D002017037819	30類(米)	2017年8月14日	PITER DJONG	・GI「特産松坂牛」のウォッチングにより偶然発見。大阪府へ情報提供 ・大阪府が異議申立て(H29.10.27)
6	中国	AOMORI	21121415	11類(空調機器類)	2016年8月26日	北京天公瑞丰科有限公司	・GI「あおもりカシス」のウォッチングにより偶然発見。青森県へ情報提供。 ・青森県等が異議申立て(H28.11.21)
7	中国	大分 	21946637	31類(生の柑橘類、生のオレンジ、生の野菜等)	2017年5月16日 (登録:2017年9月20日)	何冬文	・GI「大分かぼす」のウォッチングにより発見。大分県へ情報提供。 ・大分県等が異議申立て ・「大分果研4号」は日本において育成者権登録(2009/03/06) ・GIネット不正使用調査において、「大分4号」等の種苗が販売されていることも偶然発見。
8	中国	NISHIO MATCHA	20491138	30類(茶飲料、菓子類等)	2016年6月30日	南京素内室内設計有限公司	・GI「西尾の抹茶」のウォッチングにより発見。GI登録団体等へ情報提供 ・GI登録団体が異議申立(H29.8.21)
9	中国	NISHIO MATCHA	20491192	43類(食品等提供役務、喫茶店等)	2016年6月30日	南京素内室内設計有限公司	
10	EU	西尾 NISHIO 	16730103	30類(茶、茶飲料、菓子類等) 43類(食品等提供役務、喫茶店等)	2017年5月16日 (登録:2017年9月20日)	Nanjing Smile Catering Management Co., Ltd	・GI「西尾の抹茶」のウォッチングにより発見。GI登録団体等へ情報提供 ・GI登録団体が第三者意見を提出(H29.8.29) ・意見が認められず、登録 ・GI登録団体が無効審判請求を提出(H29.12.22ほか)
11	アメリカ	西尾抹茶 	87469175	43類(飲食物提供)	2017年5月31日	Nanjing Smile Catering Management Co., Ltd.	・GI「西尾の抹茶」のウォッチングにより発見。GI登録団体等へ情報提供
12	アメリカ	西尾抹茶 	87469063	30類(茶、茶飲料、お菓子、アイスクリーム、スナックミックス等)	2017年5月30日	Nanjing Smile Catering Management Co., Ltd.	・GI登録団体が異議申立(H29.11.21) ・登録の拒絶(H30.3.13)

イ タイ産「夕張メロン」の対応結果の確認

平成28年度事業において、タイ市場調査において「夕張日本メロン」等と表示されたタイ産のメロンが発見されたことから、我が国の地理

的表示の侵害対応として、当該生産業者に警告状を送付した。警告状の送付は、「夕張メロン」および「YUBARI MELON」又はそれに類似する名称の使用を中止し、ラベル等を廃棄するよう求める内容で、GI生産者登録団体名で、モデル事例として平成29年2月末に送付し、3月末に、これに対応する旨の回答を得ていた。

平成29年度事業においては、同事業者の回答が遵守されているか確認調査を行った。



卸売市場で発見された化粧箱

バンコク内のスーパーマーケットや同時業者の生産農園が所在する Tak 州において、「夕張メロン」等のラベルをつけたメロンは発見されず、「タイ国タク州」に変更されていることを確認した。また、バンコク市内の卸売市場

2カ所において、「夕張」と書かれた化粧箱が発見されたが、その後の調査で警告状送付前に製造されたものであり、後日生産者が回収したことを確認した。

○警告状送付前（平成28年度）

「夕張日本メロン」と表示されていたメロン



○警告状送付後（平成 29 年度）

「タイ国タク州」と変更されたラベル



○対応の経緯

H29. 1～2 月：会社周辺調査、商標出願・登録調査、ホームページの証拠保全等事前準備

H29. 2. 23 ：生産事業者へ警告状送付

H29. 2. 28 ：警告状に従う旨の回答受領

H29. 3. 20 ：生産事業者から代替ラベルの確認依頼（「夕張」の表示は削除されていることを確認）

H29. 8. 28～30：タイ現地模倣品市場調査

H29. 9. 8～15：警告状送付後の確認調査にて、警告状の内容が遵守されていることを確認

ウ G I マークの不正使用対応

（６）のアの「G I マークに関する不正使用調査」によって発見された、G I マークの不正使用が疑われる販売ページについては、真正な「夕張メロン」を販売している可能性も皆無ではないことから、テスト購入を行い、販売者の特定・調査を行うことを試みたが、在庫切れのため販売者の特定等には至らなかった。

エ ショッピングサイトへ対する G I 模倣品を販売ページの削除・修正申請

(6) のイの「G Iに関する不正使用調査」の結果である、ネットショッピングサイトにおいて模倣を疑う商品に対しては、主として以下の対応を行うことが一般的である。

- ① サイト運営会社に対し、「商標権等他者の権利侵害」や「不正表示を規制する各国の法律」などを根拠として、ページ削除・修正を申請し、受け入れられれば、申請から 2～3 ヶ月を目処（期限はない）にページが削除・修正される。
- ② テスト購入を行い、販売者の特定・調査を行い、警告状送付などの対応を検討する。

そこで、調査結果のうち、地理的表示の模倣を疑う商品 29 件（神戸牛 22 件(鹿児島黒牛 1 件を含む)、西尾の抹茶 4 件、市田柿 1 件、特産松阪牛 2 件）について、日本 G I であることと等を根拠に、サイト運営会社へ試行的に削除・修正申請を行った。

オ 中国工商行政管理局（中国工商局：AIC）新聞への G I 産品掲載

各種調査結果より、我が国地理的表示産品の模倣や侵害を疑う事例が多く発見された中国において、模倣品の摘発部局である中国工商局（AIC）が発行する摘発職員向けの新聞へ、日本の地理的表示産品を認識してもらえるよう、日本で登録されている 58 産品の紹介を行った（発行部数：27 万部/回）。AIC 新聞は、摘発職員のために模倣品の見分け方等の情報を発信するもので、摘発の参考としてもらえるよう有名ブランドもしばしば情報を掲載している。

掲載に当たっては、世界消費者権利デー（3 月 15 日）の摘発を前に、摘発職員の情報収集意識が高まるとされる時期等を考慮し、平成 30 年 3 月 6 日に掲載とした。

(8) 平成 29 年度知的財産保護コンソーシアム活動のまとめ

ア シャインマスカット苗木の中国への流出事例

我が国で育成されたブドウ品種シャインマスカットは、甘みが強く、

食味も優れ、皮ごと食べられることから、高値で取引され、輸出産品としての期待も高いところ、苗木が中国へ流出し、現地で栽培、販売されていることが問題となっている。本コンソーシアムの中国での市場調査においても、「陽光バラ」「陽光玫瑰」「香印翡翠」等の名称で販売されていることを確認するとともに、中国で「香印※」を含む様々な名称が、第31類の生の果物をはじめ、種子や植物まで指定商品を広げて商標登録出願（香印青提、香印翡翠等）されていることも、多数、確認されている。 ※香印（発音＝xiāng yìn）

番号	出願国	出願商標	出願番号	登録日 (出願日)	出願区分	出願者	備考
1	中国	香印青提	21549383	2017年11月28日 (2016年10月12日)	31類(メロン、生の果物、生の葡萄、生の野菜、樹木、種子、草本植物等)	深圳市阳光庄园农业发展有限公司	登録
2	中国	香印翡翠	21994434	2018年01月07日 (2016年11月22日)	31類(生の果物、生の野菜、樹木、酒造麦芽等)	安徽碩果农贸贸易有限公司	登録
3	中国	香印润泽	22950163	(2017年2月27日)	31類(生の葡萄、生の果物、種子、草本植物、生の野菜、樹木、生きた魚)	杨彬	公告(2017年11月27日～2018年2月28日)
4	中国	鮮香印	24468675	(2017年6月5日)	31類(生の野菜、新鮮な果物、植物種子、樹木、生花、生きた魚介類等)	刘楠萍	審査待ち
5	中国	阳光香印	25010970	(2017年6月27日)	31類(生の果物、生の野菜、醸造麦芽、魚介類、家禽類等)	深圳义隆农业发展有限公司	審査待ち
6	中国	青王香印	25019737	(2017年6月27日)	31類(生の果物、新鮮な野菜、植物、酒造麦芽生きた魚介類等)		審査待ち
7	中国	香印翠玉	25967196	(2017年8月21日)	31類(植物、生の野菜、生の果物等)	诏安县欣泰园生态农业发展有限公司	審査待ち

イ 中国における「晴王」の模倣を疑う商品の販売と商標出願

「晴王」は、JA 岡山が販売するシャインマスカットの商品名であり、日本において全国農業協同組合連合会（JA 全農）が商標権を有しているところ、本コンソーシアムの中国での市場調査において、「静岡 晴王」「山雅晴王」「晴王の葡萄」「岡山 晴王」等の名称で販売されていることが確認されるとともに、第31類（生の果物、生の野菜等）や第35類（広告業）における商標出願も確認されている。

番号	出願国	出願商標	出願番号	(出願日)	出願区分	出願者	備考
1	中国	晴王	23404307	(2017年4月5日)	31類(生の果物、生の野菜、生の食用花)	南京无果电子商务有限公司	公告中 (2017年12月20日公告)
2	中国	晴王	23404688	(2017年4月5日)	35類(広告、輸出入代行、マーケティング等)		公告中 (2017年12月20日公告)
3	中国	晴王	24775304	(2017年6月14日)	31類(生の果物、生の葡萄等)	深圳市共同设计顾问有限公司	審査待ち

これを受けて、全国農業協同組合連合会（JA 全農）は「香港」「台湾」において「晴王」の商標出願を行った。

ウ 中国における「スカイベリー」関連商標の第三者による登録

栃木県が開発した大粒イチゴ「スカイベリー」（ブランド名）に関連する商標「SKYBERRY」「天空草莓」が、平成 28 年（2016 年）に中国で第三者により商標登録されていたことが判明した。

栃木県等は、日本において平成 24 年（2012 年）に商標登録を行うとともに、香港、シンガポール等 5 カ国においても商標登録を行ったものの、中国には検疫上の問題でイチゴを輸出できないため、商標出願していなかった。

また、平成 26 年（2014 年）には、日本において「栃木 i27 号」の品種名で品種登録（育成者権登録）を行っているものの、育成者権の権利は日本国内にしか及ばない上に、国内販売から 4 年以上経過した平成 24 年（2012 年）以降は、海外での品種登録ができないことから、種苗が流出していた場合には、無断栽培・販売等を差止められないことが懸念される。

なお、「天空草莓」は、インバウンド向けに県が命名した中国名で、中国人向けパンフレット等に記載していたものである。

番号	出願国	出願商標	出願番号	出願区分	登録日 (出願日)	出願者
1	中国	天空草莓	16847147	31類(生の果物、樹木、植物など)	2016年12月14日 (2015年4月30日)	上海汇果电子科技有限公司
2	中国	天空草莓	16847052	35類(医薬品等の販売)	2016年7月21日 (2015年4月30日)	
3	中国	SKYBERRY	16847097	31類(生の果物、樹木、植物など)	2016年6月28日 (2015年4月30日)	
4	中国	SKYBERRY	16847051	35類(広告、商品販売など)	2016年06月28日 (2015年4月30日)	

エ 中国における柑橘「大分果研 4 号」の模倣を疑う商品のショッピングサイト販売と商標出願

海外において、地理的表示「大分かぼす」が商標登録されないよう監視（商標ウォッチング）していたところ、偶然、「大分 4 号」の商標公

告を発見するとともに、地理的表示の不正使用調査（ネットショッピングサイトの模倣品販売調査）においても、「大分４号」や「大分早生」等の商品名で柑橘の苗木を販売するページを多数発見した。

「大分４号」は大分県により平成 21 年（2009 年）に育成者権登録されている「大分果研 4 号」（柑橘）を想起させ、種苗の流出等が懸念される。

なお、大分県は、「大分４号」の商標公告に対し、異議申立てを行っている。

以上の事例は、海外で品種登録の出願がなされていないことに加え、海外での栽培を許諾・差止めできる「育成者権」を取得していなかったことが、原因と考えられる（育成者権は各国において行う必要がある。）。そのため有名産品ほど中国などにおいて名称の無断使用、種苗の無断栽培に備えることが重要である。

海外への種苗の流出については、種苗の持ち出しや善意の譲渡などが考えられるため、積極的に海外においても品種登録出願を実施することが重要である。その際、海外での品種登録出願は、国内で譲渡が開始されてから 4 年（木本は 6 年）以内に行う必要があり、出願期限を過ぎてしまった場合、登録できないことから、国内品種登録出願と同時に海外においても品種登録出願を実施することが望ましい。

併せて、商標による名称の保護、品質を担保する生産管理技術等のノウハウの流出防止など多層的な知財保護を図ることも重要であり、中国など検疫上の問題等から直近の輸出・販売を予定していない国においても商標出願するとともに、果物であれば、第 31 類（生の果物）はもとより、第 29 第（加工果物）、第 30 類（菓子などの加工品）、第 31 類（種子、植物）、第 32 類（飲料）、第 35 類（広告業）など指定商品・役務の範囲を広げた形での商標出願の検討も重要である。

また、外国人向けのパンフレットやホームページ、海外展示会等において、ブランド名や品種名が知られることになることから、評価の高い日本ブランドの侵害を防止するため、さまざまな媒体に注意を払い、観光・広

報部局と農業生産部局の間で情報を共有するなど部局を横断した対応も求められる。

なお、中国等の漢字使用国においては、第三者により様々な中国語の商品名が命名され、商標登録・商品展開されてしまうこと（例：シャインマスカット）を避けるため、先んじて中国語での商品名を決定、商標登録し、日本語の商品名とともにパッケージに併せて表示して販売展開していくことで、当該中国語商品名に絞って商標監視や模倣品調査を行うなど、工業製品の分野では一般的となっている戦略なども参考にしながら、農林水産分野特有の知的財産保護を考えていく必要がある。